

～静岡県は、一日も早い復旧、復興を目指し、全力で逢初川の工事等を進めます～

静岡県熱海土木事務所 広報誌

逢初川の改良復旧に向けて、 土地の境界を確認していただく“境界立会”を開始しました。

今回の土石流災害によりお亡くなりになられました方々の御冥福を心よりお祈りするとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

今なお1名の行方不明者の方の捜索が行われている最中であり、大変心苦しい気持ちでございますが、熱海土木事務所では、被災した地域の治水上の安全を確保するため、逢初川の復旧に取り組んでおります。

逢初川中流部の改良復旧に向けて、関係する土地所有者の皆様のご協力をいただき、現地で土地の境界（所有権の範囲）を確認する「境界立会」を、令和4年2月8日から開始しました。

1 境界立会の概要

(1)実施日

令和4年2月8日（火）、9日（水）、10日（木）、14日（月）

土地所有者の方のご都合などにより、これ以外の日に行う場合もあります。

(2)立会の対象となる土地の範囲

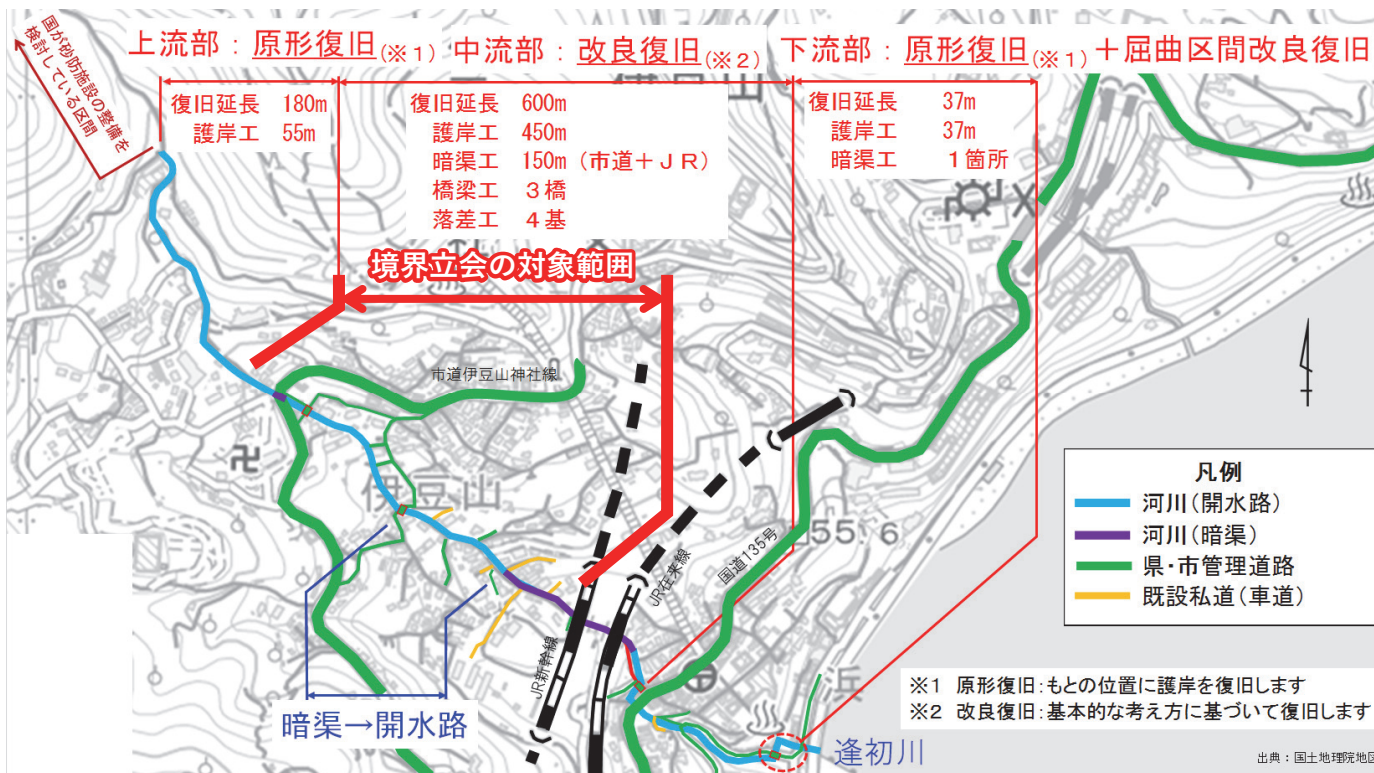
下の図を参照してください。

なお、東海道新幹線から国道135号までの範囲は、別の日に境界立会を行う予定です。

(3)立ち会っていただく方

(2)の範囲に土地を所有されている方のうち、次の①または②に該当する方（約70名）です。対象の方には立会依頼書を郵送しています。

- ① 逢初川に隣接する土地を所有されている方
- ② ①に隣接する土地を所有されている方



2 境界立会の実施状況

撮影日：令和4年2月8日～10日



右のお二人は土地所有者様、青いヘルメットは県が委託した測量業者



ピンク色のヘルメットは土地所有者様、青いヘルメットは県が委託した測量業者



中央は土地所有者様、左は県が委託した測量業者、右は熱海土木事務所職員



現地に打ってあるピンや杭などの位置を見ながら、境界を確認していただきました。

そもそも「境界立会」とは？

境界立会とは、土地の境界を土地の所有者同士が確認しあうものです。今回の場合は、個人の土地（民地と民地）のほかに、公共用地である逢初川や市道（官地）との境界を決めるために行うもので、土地の売買をする前に、土地の所有権の範囲を確認します。

3 境界立会に関するQ A

境界立会でよくいただく質問とそれに対する回答を紹介します。

Q1 境界立会には土地の所有者本人が行かないといけないのですか？

原則として、土地の所有者様本人に立会をお願いしていますが、ご都合が合わない場合は代理の方に確認していただくことも可能です。その場合は必ず、所有者から代理人への委任状が必要となります。

Q2 立会が終わった後に書面に署名を求められました。署名しないとイケませんか？

署名は、「現地で立会を行いました」という確認の書面です。立会を行った証拠となる大事な書類ですので、立会状況に異議の無い場合は署名をお願いします。なお、署名したことにより、土地の境界自体が直ちに確定するわけではありません。

もっと詳しく知りたいときは・・・

逢初川の復旧に関するご意見、ご質問は、以下のお問合せ先までお気軽にお問合せください。なお、逢初川に関する資料は、熱海土木事務所ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<お問合せ先>

静岡県熱海土木事務所企画検査課・工事課
〒413-0016 熱海市水口町13番15号
TEL 0557-82-9171・9181
FAX 0557-82-9110



公式HP



ツイッター